関西大學新報

発行所
大阪市大淀区長柄中通
関西大学天六学舎内
関西大学新報社
電話堀川(35)1756番
発行人　奥谷　博之
(定価一部十円)

書買トモニ御利用下サイ
萬字屋書店
大阪市大淀区長柄中通
関西大学天六学舎内
電話堀川(35)1756番

第一回学生大会

本年度活動方針決る

不親切な教務課職員に　反省求める決議採択

"復学金の徴収、厚生設備の改善充実"などの六つのスローガンの下に十八項目という多くの大会決議を組んで、去る六月三十日三十六教室に開催された本年度第一回学生大会は盛況のうちに閉会された。

この日学生大会に先だって早大鶴川総学寮事件の真相報告会が行われ、これを聞くために集まった学生約三百五十名がおりからの雨に帰宅できぬまでに学生大会に参加したので、大会は定刻午後一時過ぎた七時の閉会時には出席者だけで成立するという近来まれな出席率をもって開かれた。

まず議長団に北野（法三）丸岡（法三）中井（商一）の三君を満会一致により決定、議長団を代表して北野君の挨拶の後、議長指名によって桑野、宮島、両君を書記に任命し、司会の新村君から「出席者三百五十名、委任状百二十名、よって本大会は成立する」との資格審査の結果、報告され、大会議案審議に移り、まず、前回第一回学生大会の経過報告、田岡前執行委員長代理から和二十九年度一般経過報告、行われた。

綾部書記長、厚生設備の改善充実、問題点を約二十分間にわたって報告が続けられたが、マイクの不完全、聞きとりにくい早口、総括的な報告のため会場は全くのダレ気味で、阪井の途中から退場者が続出し、終り近くには二十数名が一度に退場するという低調ぶり。

七時二十五分に報告を終り、これに対する質疑の行われている時、宮定教ついての質問があり、和田（文二）：退場者が多いが、現在の人員で成立するのか、また議長はなぜ退場者に議長の許可を得てから退場せよと言わないのか

議長　現在三百名ほどいるが、玄関で受付た委任状が百二十名あるので大会は続行する。退場者は議長の許可を得て、委任状を提出してから退場してもらいたい

和田　出席者数が定足数に満たぬ場合は

井上（法四）：二部学生としての立場を考えて、委任状と現在数とを成立すれば大会は続行してもらいたい。

議長　定員を割れば流会とするが委任状と現在数が満ちておれば続行する。

この時議事運営委員会から提在出席者二百四十一名、委任状（玄関受付の分）百二十名との報告が行われる。

続いて七時四十分から決算報告、監査報告に移り、神戸経理部長、金沢監査委員長からこれぞれ大要次のような報告がされた。

二十八年度決算報告が連絡の不備から各クラブの決算書とくらべて繰越金等で食い違いがある。二十八年度における赤字の二十九年度への繰越しは大会で認められたが、これ以後は不認となった。

二十八年度は単に帳簿上の監査のみならず、活動状況を考慮に入れて市のある監査をしたにもかかわらず、大会議案書に示した各部の自覚をまつより方法がない。欠算報告される監査委員会規定案なるものはこの点を明文化したい。

この時議事運営委員会から提在出席者二百四十一名、委任状（玄関受付の分）百二十名との報告が行われる。

続いて七時四十分から決算報告、監査報告に移り、神戸経理部長、

この日学生大会に先だって早大鶴川総学寮事件の真相報告会が行われ、これを聞くために集まった学生約三百五十名がおりからの雨に帰宅できぬまでに学生大会に参加したので、大会は定刻午後一時過ぎた七時の閉会時には出席者だけで成立するという近来まれな出席率をもって開かれた。

まず議長団に北野（法三）丸岡（法三）中井（商一）の三君を満会一致により決定、議長団を代表して北野君の挨拶の後、議長指名によって桑野、宮島、両君を書記に任命し、司会の新村君から「出席者三百五十名、委任状百二十名、よって本大会は成立する」との資格審査の結果、報告され、大会議案審議に移り、まず、前回第一回学生大会の経過報告、田岡前執行委員長代理から和二十九年度一般経過報告、行われた。

綾部書記長、厚生設備の改善充実、問題点を約二十分間にわたって報告が続けられたが、マイクの不完全、聞きとりにくい早口、総括的な報告のため会場は全くのダレ気味で、阪井の途中から退場者が続出し、終り近くには二十数名が一度に退場するという低調ぶり。

七時二十五分に報告を終り、これに対する質疑の行われている時、宮定教ついての質問があり、和田（文二）：退場者が多いが、現在の人員で成立するのか、また議長はなぜ退場者に議長の許可を得てから退場せよと言わないのか

議長　現在三百名ほどいるが、玄関で受付た委任状が百二十名あるので大会は続行する。退場者は議長の許可を得て、委任状を提出してから退場してもらいたい

和田　出席者数が定足数に満たぬ場合は

井上（法四）：二部学生としての立場を考えて、委任状と現在数とを成立すれば大会は続行してもらいたい。

議長　定員を割れば流会とするが委任状と現在数が満ちておれば

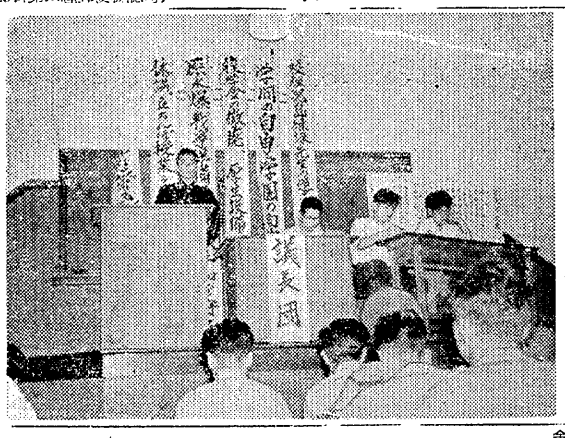

不明朗な学友会費、領収書の偽途

多額の合宿宴会費の使途　監査報告

ここで議長は見解を交代し、決算、監査両報告に対する質疑応答に入る。

大島（法三）領収書のそろっていないものが非常に多いが、これについて監査委員会はどう考えているか、また単に報告のみに終ってよいのか。

金沢監査委員長　現在経理規定などの基礎になるものがないために委員会において不正、不当とし問題を論ずることができない

山田前執行委員長代理　この点に関しては監査委員長から答弁していただきたいと思う。

金沢　決算報告においては応援団からの借入金返済の形で示されているが、これは単にテクニックの問題として処理されているのであって、実際は執行部としては理由なき支出であり、また応援団は森本前団長が受取っているにもかかわらず収入に計上していなかった。

学友会一般活動方針

【要旨】

われわれ関大二部には学友会は現在、一方においては狭い資本による経済力の強化が進められ、他方においてはこれを破り、平和を守り抜こうとする機運が倫理的に高まっているという状態の中にあって経済的、社会的基盤に立たされ、その上学問の自由さえも脅かされようとしている。

この時に当ってわれわれ学問に専ずべき学項としては授業料の値下げ、厚生設備の改善、教科書　問題、復学金の撤廃、後援会費の免除、一、二部の親睦活動などが多くのものがあげられる。

これらの要求を実現させるにはどのようにして運動を進めていけばよいだろうか。

われわれは本学の建学精神である"正義と独立"から守れ"を常に活れ、まず最初に自分たちの中から一切の暴力を排除し、真に民主的な自治活動をしなければならない。そのためには巨大な覚悟を学友にけられることは、かような不当、不正に対する闘争設定が経理監査報告、学友会費の徴収、予算執行の停止で浅取なるをかけているが、先にのべたように、振り解釈の可能性を多分にもっている規定を撤廃しこの問題が適用されるとすれば、将来において複雑問題に直面しないとは限らない。こうみてくると、結論として学生になるべき強力な規定の整理の下に、学友会組織の最高の権力機関にはいしないかという懸念を多分にもっていることである。事実、すでに現在においても各クラブにとって非常に負担であって、最初から繰越の不足が行われているかの如き感度の不足が行われているかの如き感度の不足を受けるのは学友会の意思によって不満なことである。

学内自治の確立が学生自身の手によって築き上げなければならないのは然のことであって、これを妨げるような存在は徹底的に学生自らによって粉砕し、排除しなければならない。というて、監査委員会の存在がいまだに学内自治を圧迫するものであるというものでない。学友会費の支出がかく不明瞭な結果を生じている以上、これを学生に代って監査する委員会、機関は全面的に撤廃である。会学生のうちの選挙、監査委員会が唯の声を発して、不完全なから、一応学友会組織の大きな機関として、将来も更に充実し機構の発展することを望んで止まない。しかし、先にも述べたように、監査という性格をもって掲つとも、やはりもっと権力の座におかれたいて、学内の自治活動に監査委員会が投げかける危険性を多分にもっている。監査委員会がかような機能に走るのは、学内ファッショ化への一つの布石となりはしないかと思わせるのも無理はないことである。

監査委員会が唯の声を発して三部学生に代って監査する委員会、機関は全面的に撤廃であるし、会学生のうちの選挙、

最高裁 八対七の悲劇
三鷹事件の判決をめぐって

毛利与一

三鷹事件の判決で最高裁は著しるく威信を失墜した。ひろい世間には、あれだけのことをやって、死者まで出しているのであるから、被告者のことを考えても死刑は当りまえであるとして、別段何とも思っていない人が多数に多いのかも知れない。けれども訳をたにそれぞれの人に対して「死刑は八対七できまったのですよ」というと「わずか一票の差ですか」と首をかしげるのである。万一にも誤って死刑にするようなことがあっては、誰しも深い疑惑を感んずるのである。それは人間らしい感情である。

さらに「最高裁は、死刑にすべきことが明らかであるとして、一回の口頭弁論も開かないで、被告人の顔すらも見ないで判決を言渡してしまったのです」というと、今度は感情に訴えるのである。

最高裁判所の裏野裁判官に、三鷹判決の裏官の朝日新聞の記事に自らのこと裁判を抵判して、口頭弁論を開かないで死刑にしたことを「残念」とし「来おそろしいことである」といっている。一人いい方になりたいような嫌味な発言をしたりするが、いずれにしても、自分の関与した裁判をこれほどまでにいわねばならないのであるから、最高裁の威信は地に落ちたといわねばならない。

刑事訴訟法第四八条には「上告裁判所は、上告申立の理由がないことが明らかであるときは、弁論を開かないで、判決で上告棄却することができる」ということになっている。最高裁判所の裏野裁判官は、三鷹判決の裏官の朝日新聞の記事に自らのこと裁判を抵判して、口頭弁論を開かないで死刑にしたことを「残念」とし「来おそろしいことである」といっている。一人いい方になりたいような嫌味な発言をしたりするが、いずれにしても、自分の関与した裁判をこれほどまでにいわねばならないのであるから、最高裁の威信は地に落ちたといわねばならない。

刑事訴訟法第四八条には「上告裁判所は、上告申立の理由がないことが明らかであるときは、弁論を開かないで、判決で上告棄却することができる」

最高裁判所の裏野裁判官に